

令和6年度諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策
支援事業費補助金に関する取扱い

1 目 的

物価が高騰する中、施設利用者に食事に係る食材費の価格転嫁を行うことなく、介護・障害福祉サービス等を通じる事業者の負担軽減を図り、施設利用者の食の質の低下を防止するとともに、事業者の施設運営の安定化を図るため、「諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業費補助金」を交付するもの。

2 補助要件

補助金の交付にあたっては、次の要件を満たす者とする。

- (1) 申請時点において、市内で別表に定める施設を運営していること
- (2) 令和7年3月31日において、市内で別表に定める施設を運営すること
- (3) 施設利用者に食事を調理し、提供すること
- (4) 令和6年4月1日以降令和6年度末までの間、利用者が負担する食費の値上げを行うことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供すること
ただし、令和6年4月1日以降利用者が負担する食費の値上げを行い、値上げ分を利用者へ返還した場合は補助対象とする
- (5) 市税に滞納がないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団または同条第6号の暴力団員が経営に関与していないこと
- (7) 本事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日の属する年度の翌年度から5年間保管すること

3 補助対象期間

補助金の対象となる期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの12か月間とする。なお、令和6年4月2日以降に事業を開始した施設は、開業月から令和7年3月31日までの月数とする。

4 補助金の算定

補助金は、施設種別の施設・事業所ごとに別表補助金の額欄のとおり算出する。

5 申請書類

補助金の交付を申請しようとする者は、次の書類を提出するものとする。

- (1) 令和6年度諫早市介護・障害福祉サービス施設等物価高騰対策支援事業費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 所要額計算書（様式第2号）
- (3) 所要額計算書（日計表）（様式第2号別添）
- (4) 補助金の振込先に指定する金融機関の通帳の写し

6 申請方法

- (1) 申請書類は、法人代表者が、諫早市内の施設について、別表の①介護サービス施設等、②高齢者福祉施設、③障害福祉サービス施設等の区分ごとに取りまとめて提出すること

【提出先】

〒854-8601 諫早市東小路町7番1号

- | | |
|--------------|-------|
| ①介護サービス施設等 | 介護保険課 |
| ②高齢者福祉施設 | 地域福祉課 |
| ③障害福祉サービス施設等 | 障害福祉課 |

- (2) 申請期間は、令和7年3月21日（金）から令和7年4月30日（水）まで（必着）とし、申請書類一式を持参又は郵送により提出すること

※ 郵送する場合は、「補助金交付申請」と封筒の表に記載

別表

区分	分類	施設種別	補助金の額
① 介護サービス施設等	入所系	介護医療院	施設利用者1人1日当たりの単価を24円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数（令和6年4月から令和7年3月の間で補助対象事業者が運営する各施設において、施設利用者に食事を提供した月数。下欄において同じ。）を乗じて得た額
		介護老人保健施設	
		介護老人福祉施設	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
		（介護予防）認知症対応型共同生活介護	
		軽費老人ホーム	
		（介護予防）短期入所生活介護	
		（介護予防）短期入所療養介護	
	通所系	（介護予防）小規模多機能型居宅介護（宿泊サービス）	施設利用者1人1日当たりの単価を49円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		（介護予防）通所リハビリテーション	施設利用者1人1日当たりの単価を8円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		地域密着型通所介護	
		通所介護	
		（介護予防）小規模多機能型居宅介護（通所サービス）	
		（介護予防）認知症対応型通所介護	
② 高齢者福祉施設	入所系	養護老人ホーム	施設利用者1人1日当たりの単価を24円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		生活支援ハウス	施設利用者1人1日当たりの単価を49円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
③ 障害福祉サービス施設等	入所系	療養介護	施設利用者1人1日当たりの単価を24円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		施設入所支援	
		障害児入所施設（福祉型・医療型）	
		共同生活援助	
		短期入所	

	通所系	生活介護	施設利用者1人1日当たりの単価を8円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		自立訓練（生活訓練）	
		就労移行支援	
		就労継続支援（A型・B型）	
		児童発達支援	
		地域活動支援センター	施設利用者1人1日当たりの単価を16円とし、当該単価に令和6年11月における補助対象事業者の運営する各施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数を乗じて得た額
		日中一時支援	

※令和6年11月2日以降に新たに開業した施設については、施設利用者1人1日当たりの単価を施設種別欄に掲げる施設ごとに補助金の額欄に掲げる額とし、開業日以降30日における補助対象事業者の運営する当該施設の延利用人数及び補助金の交付対象月数（1月に満たない場合は日割計算とする）を乗じて得た額とする